

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（文学）	氏名	高橋 祥吾
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
論文題目 アリストテレス「オルガノン」における命題の構造と付帯性の研究			
論文審査担当者			
主査	准教授	赤井	清晃
審査委員	教授	後藤	弘志
審査委員	教授	越智	貢
審査委員	教授	小川	英世
審査委員	広島大学名誉教授	水田	英實
審査委員	大阪府立大学高等教育推進機構教授	山口	義久
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、アリストテレスの論理学的著作群「オルガノン」の中で論じられる命題の構造を解明することと、命題中の「付帯性」概念に関する従来の解釈上の問題を解決することを課題とする。16章からなる。</p> <p>第1章は序論として、上述の問題設定を行い、「オルガノン」各書の相対的な成立順序と真作性の問題についての先行研究をふまえて本論文の位置づけを行う。</p> <p>第2, 3, 4章は、『命題論』を中心に命題の構造を考察し、命題の構造に関する従来の諸解釈を検討し(2章)、命題の要素を分析し(3章)、アリストテレスは問答法に有用な命題の対立関係の解明を試みているとする(4章)。</p> <p>第5, 6, 7章では、『トピカ』を扱い、推論(5章)、命題と問題(6章)、述語付けられるもの(7章)を検討して、『命題論』における名と述べ言葉による命題の構造は、一方で、問答法に適しているが、他方、「ひとつのものにひとつのもの」を肯定したり、否定したりするという点で、『分析論前書』にも受け継がれていることを指摘する。なお、『トピカ』で述べられる付帯性の二つの定義に齟齬のあることを指摘する。更に、現代の論理学との類似性も指摘されるが、アリストテレスによる命題の構造は現代のものとは異なると論じる。</p> <p>第8, 9, 10章は、付帯性の定義の解釈について、古代中世の註釈・解釈を検討し(8章)、種差(9章)、固有性(10章)を検討して、アレクサンドロス以来の不可分離的付帯性とポルピュリオスの『エイサゴーゲー』の伝統的な付帯性理解は、アリストテレス解釈としては間違っていることを指摘する。即ち、付帯性の二つの定義に齟齬が見出されるが、付帯性の定義そのものに問題はなく、むしろ、問題は、定義項・類・固有性のうち、とりわけ固有性の方であって、定義項・類・固有性・付帯性の四つは排他的で網羅的關係にあり、固有性の定義の問題が付帯性の定義の問題としてあらわれたと解釈されるとする。</p> <p>第11章と第12章は、『分析論後書』の「自体的付帯性」と『トピカ』の記述の検討を、また、第13章と第14章では、付帯性が主語としてあらわれた場合を検討して、『トピカ』の定義項・類・固有性・付帯性の定義は不完全であることを指摘する。これらの統合的な理解には、固有性と普遍性という『分析論後書』の基準を持ち込まざるをえず、『トピカ』での不整合が修正されて、『分析論後書』の付帯性は、自体性と対置されるものとして位置付けを変えたと解釈できるとする。</p> <p>第15章では、第7章で指摘された付帯性の二つの定義上の齟齬について再考し、この齟齬の解消のためには『分析論後書』において明示的にあらわれる普遍性と固有性の概念に訴える必要があることを明らかにし、『トピカ』の定義項・類・固有性・付帯性の定義の不完全性を示す。</p>			

第16章は結論として、付帯性を述語とする命題は、推論の必然性に関わるできないが、現代では、推論の妥当性はその形式によって保証されると考えられている。しかし、アリストテレスは少なくとも推論を発展させる過程においては、形式によって妥当性を担保したのではなく、その命題そのものの必然性が推論全体の妥当性を保障していると考えていたとする。

本論文は、従来、主題的に論じられることの稀な付帯性を主題として、そこから、アリストテレスの推論の必然性や問答法の理論を逆照射する力作であり、付帯性に関する前史の扱いに若干の課題を残すものの、従来のアリストテレス研究に新たな視点を示した論文として高く評価できる。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。

備考 要旨は、1,500字以内とする。